

四万十市物価高騰対策販路拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市物価高騰対策販路拡大支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 原油価格や物価の高騰等により、市内中小企業者の経営環境が厳しい状況にある中、意欲的に新たな市場開拓に取り組む事業者の販路拡大に係る経費の一部を補助することで、持続的な事業運営や成長拡大に繋げ、本市の産業の活性化と発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 商談会等 取引先及び事業の提携先の開拓、受注及び発注の機会の確保等を目的に商談を行う場であって、国内で開催される商談会、展示会、見本市等（一般消費者への販売を主たる目的とするものを除く。）をいう。

(補助事業者)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業者は、中小企業者であって、次に掲げる要件を全て満たす事業者（宗教及び政治を目的とする事業者又は設立趣旨、活動内容等から交付対象として不適当と認められる事業者を除く。以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する事業者
- (2) 令和7年3月31日以前に開業している事業者
- (3) 市税を滞納していない事業者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国内で開催される商談会等に出展する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとし、補助対象経費等は、別表第1に定めるところとする。

- (1) 補助事業者が主催、共催又は後援する商談会等でないこと。
- (2) 自社で開発又は加工する商品を商談会等に出展すること。
- (3) 他の助成金等を受給し、出展する商談会等でないこと。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な資料を添え、申請しなければならない。

2 1年度内における申請回数は、1事業者につき1回までとする。

3 第1項の規定により補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助事業者が四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）と認められるときを除き、補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者が排除措置対象者であると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又

は一部を取り消すことができる。

- 3 市長は、第1項の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(変更承認等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更申請書(様式第3号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額が増額するとき。

(2) 補助金額の20パーセントを超えて減額するとき。

(3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合等、軽微な変更を除く。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 3 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、補助金変更決定通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(遂行状況の報告等)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助金(中止・廃止)申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 市長は、第1項の規定による補助金実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。

- 3 第6条第3項ただし書の規定により交付申請した場合には、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額(第6条第3項の規定により減額した申請者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税に係る控除対象仕入税額等報告書(様式第6号の2)により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条第2項の規定により交付すべき補助金額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が補助金の交付目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(事業成果の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度から3年間は補助事業の成果等について市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、市長からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければ

ばならない。

(情報の公開)

第15条 補助事業及び補助事業者に関して、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号）に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第9条の規定による非公開項目以外の項目は、原則として公開するものとする。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第7条第2項、第13条から第15条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

補助事業	補助事業者	事業内容	補助対象経費	補助率	補助 上限額
販路拡大 支援事業	四万十市物 価高騰対策 販路拡大支 援事業費補 助金交付要 綱第4条に 掲げる事業 者	国内にお ける販路 拡大を目 的とした 商談会等 への出展	旅費（※）、出展料、小間装飾費、製 品運搬費、備品借上料、その他市長が 必要と認めるもの。 （※）1 商談会ごとに2名までの旅費 を対象とする。 交通費は、最も経済的な通常の経路及 び方法により旅行した運賃等とし、宿 泊場所から商談会等の会場までの移 動に要する経費は除く。 また、宿泊費は、1人1泊12,000円（食 糧費を除く。）を上限とし、商談会等 の開催日数に2を加えた日数により 算定した額を上限とする。	3分の 2以内	30万円

注1 交付する補助金については、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

注2 次に掲げる事項に該当する経費は、補助対象外とする。

- (1) 食糧費及び公課費
- (2) 燃料費
- (3) 旅費のうち、宿泊場所から商談会等の会場までの移動に要する経費
- (4) その他補助事業に直接関係ない又は関連性が不明確な経費